

2015年4月1日

輸入航空貨物の保税上屋保管料率表

I. 無料保管期間

到着日の翌日の午前8時から24時間。ただし、この24時間内に年末年始の税関の休業日（12月29日～1月3日まで）が含まれるときは、この期間が延長されます。

II. 一般貨物保管料

1. 基本料金

A. 無料保管期間経過後初日の料金

1個につき	10kgs以内	130円
	11～50kgs	235円
	51～100kgs	350円
	101～300kgs	590円
	301～500kgs	1,150円
	501～1,000kgs	1,380円
	1,000kgsを超えるものについては、 500kgsを増すごとに	430円
但し、1件の最低料金は		250円とする。

B. 基本料金のA期間経過後10日間の料金

100kgsまたはその端数ごとに	
1日	1個につき 150円

2. 経過料金

基本料金のB期間経過後15日間の料金

100kgsまたはその端数ごとに	
1日	1個につき 150円
但し、引取促進等の費用として、1件につき	150円
を別途申し受けます。	

3. 割増料金

経過料金期間経過後の料金

100kgsまたはその端数ごとに	
1日	1個につき 230円

III. 特殊保管施設割増使用料

上記IIに定める料金に加え、1日1個につき

(1) 貴重品	130円
(2) 動物	110円
(3) 危険物	110円
(4) <u>冷凍蔵品・加温品</u>	
①バラ貨物	
10kgs以内	120円
11～100kgs	130円
101～300kgs	210円
301～1,000kgs	360円
1,000kgsを超えるものについては、 1,000kgsまたはその端数ごとに	60円を加算する。
②ULD単位貨物	
1台1日につき LD3のみ	3,500円
③ULD単位貨物(充電式コンテナへの電源供給)	
1台1日につき	1,500円

(注) 本特殊保管施設割増使用料は、貨物の搬入日から適用します。

(適用規程)

- 「仕分された混載貨物」の保管日数の算出は、最初に搬入した日に遡り計算します。
- 「仕分後の混載貨物」は、仕分された各貨物を1件として取扱い計算します。
- ULD解体後の個数は、貨物のルーズ個数とします。
- 1個の重量に「1kg未満の端数」がある場合には、その端数を切り捨てて計算します。
但し、1個の重量が1kgに満たない貨物は、1個1kgとして計算します。
- 「貴重品」、「危険物」とは、それぞれIATAの規定に定める貴重品および危険物ならびに税関または航空会社からその旨の指示があったものをいいます。
- 「冷凍蔵・加温品」とは、航空会社または荷受人からの指示により、冷蔵・冷凍・加温の状態で保管される一切の貨物をいい、その保管需要が一時的に集中し、特殊保管施設に収容余力がなくなった場合において、特別の措置等を行ったときの料金については、別途実費を申し受けます。
- 再搬入または、一時預りの目的で寄託された貨物の保管に関しては、無料保管期間は適用せず、貨物の搬入日より一般貨物保管料を適用します。

(発効日)

本料金は、2015年4月1日より適用します。